6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takumi Yamamoto Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Kawabukuro Ogawa-bridge in Route 7

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0 : 00 P.M. 11 October 2022

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 1 February 2023 (tenders brought with 3 : 00 P.M. 1 February 2023 or submitted by mail 3 : 00 P.M. 1 February 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和５年２月１日午後３時まで

②　申請書等の提出期限　令和４年10月11日正午まで

②′　見積書の提出期限　令和４年12月２日午後３時まで

③　入札の締切　令和５年２月１日午後３時まで

④　開札日時　令和５年２月８日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和５年１月16日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年９月12日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　内藤　正彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北豆谷トンネル工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　富山県南砺市利賀村地先

⑷　工事内容

トンネル工（ＮＡＴＭ掘削・支保）　335m

インバート工　35m

坑門工　１式

仮設工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から642日間

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

また、本工事は、一次審査段階で企業の技術力評価とともに技術提案に係る施工計画①を評価する試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

６）本工事は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務化工事である。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

８）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

９）本工事は、週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。

10）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

11）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

12）本工事は、発注時に研究開発段階にある現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進Ⅱ型総合評価落札方式の試行工事である。

13）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

14）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。

15）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

16）本工事は、生産性向上チャレンジの試行対象工事である。

17）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　下記１）～14）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力及び技術提案に係る施工計画①について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～14）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価及び技術提案に係る施工計画①の評価点合計が高い順に15者までとする。（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成19年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⒜及び⒝の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては全ての構成員がこの施工実績を